

新	旧
<p>（作業の順序）</p> <p>第四十二条 地上法による地籍測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 前項第四号に掲げる作業において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、前項第一号から第三号までに掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（多角路線の選定）</p> <p>第四十九条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 多角路線の次数は、<u>地籍図根三角点等を基礎として一次までとする</u>。</p> <p>（多角路線の選定）</p> <p>第五十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 多角路線の次数は、<u>地籍図根三角点等を基礎として一次までとする</u>。ただし、隣接する調査地域における地籍図根多角測量により設置された地籍図根多角点を与点とする場合には、二次までとすることができる。</p>	<p>（作業の順序）</p> <p>第四十二条 地上法による地籍測量は、次に掲げる作業の順序に従って行うものとする。ただし、<u>単点観測法による地籍測量にあつては、第四号の作業のみを行うものとする。</u></p> <p>一～四 （略）</p> <p>2 前項第四号に掲げる作業（<u>単点観測法による地籍測量を除く。</u>）において、令別表第四に定める誤差の限度内の精度を保つことができる場合は、前項第一号から第三号までに掲げる作業の全部又は一部を省略することができる。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>（多角路線の選定）</p> <p>第四十九条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 多角路線の次数は、<u>基準点等を基礎として二次までとする。ただし、地形の状況等によりやむを得ない場合には、三次までとすることができる。</u></p> <p>（多角路線の選定）</p> <p>第五十四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 多角路線の次数は、<u>地籍図根三角点等を基礎として三次までとする</u>。</p>

第五十五条 削除

(細部図根点)

第六十条 (略)

- 2 前項の細部図根点のうち多角測量法により決定された点を細部多角点、放射法により決定された点を細部放射点という。

(放射法による細部図根測量)

- 第六十四条 放射法による細部図根測量は、細部多角点等を与点として行うものとする。ただし、見通し障害等により真にやむを得ない場合には、節点一点による開放路線を形成することができる。

2 (略)

- 3 放射法による細部図根測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する細部多角点等を基準方向とし、与点から細部放射点までの距離は、与点から基準方向とした細部多角点等までの距離より短くするものとする。

- 4 細部放射点の次数は、細部多角点等を基礎として二次までとする。

(放射法による一筆地測量)

第七十条の二 (略)

2 (略)

- 3 放射法による一筆地測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角網に属する細部図根点等を基準方向とし、与点から筆界

(地籍図根多角交会点の選定)

- 第五十五条 後続の測量に資するために必要がある場合には、地籍図根多角測量に伴って多角路線外に地籍図根多角交会点を選定することができる。

- 2 地籍図根多角交会点は、地籍図根多角測量における与点とすることができない。

(細部図根点)

第六十条 (略)

- 2 前項の細部図根点のうち多角測量法により決定された点を細部多角点という。

(放射法による細部図根測量)

- 第六十四条 放射法による細部図根測量は、細部多角点等を与点として行うものとする。

2 (略)

- 3 放射法による細部図根測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る細部多角点等を基準方向とし、与点から細部図根点までの距離は、与点から基準方向とした細部多角点等までの距離より短くするものとする。

- 4 放射法による細部図根点の次数は、地籍図根点等を基礎として二次までとする。

(放射法による一筆地測量)

第七十条の二 (略)

2 (略)

- 3 放射法による一筆地測量において水平角の観測を行う場合は、与点と同一の多角路線に属する相隣る細部図根点等を基準方向とし、与点

点までの距離は、与点から基準方向とした細部図根点等までの距離より短くするものとする。

から筆界点までの距離は、与点から基準方向とした細部図根点等までの距離より短くするものとする。